

名古屋市環境影響評価審査会規則

平成11年1月18日
名古屋市規則第2号

（目的）

第1条 この規則は、名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第41条の規定に基づき、名古屋市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（会長及び副会長）

第2条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第4条 審査会には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審査会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審査会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会の会議の議長となる。

6 前条の規定は、部会の会議の招集、定足数及び表決について準用する。

（庶務）

第5条 審査会の庶務は、環境局において処理する。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。